

平成 26 年 2 月 10 日
東京二十三区清掃一部事務組合

水銀混入ごみによる中央清掃工場及び光が丘清掃工場の停止について

中央清掃工場及び光が丘清掃工場において、いずれも 2 号焼却炉の排ガス中水銀濃度が自己規制値^{※1} (0.05mg/m³N) を超えたため、直ちに焼却炉を停止しました。^{※2}

なお、排ガス中の水銀濃度が一時的に自己規制値を超えることがあっても、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いいたします。

経緯及び今後の見通しについては下記のとおりです。

記

1 中央清掃工場 2 号炉

- ・ 停止日時 平成 26 年 2 月 8 日(土) 12 時 53 分
- ・ 経 緯 2 月 8 日(土) 10 時 54 分 排ガス水銀濃度上昇
12 時 00 分 煙突入口水銀濃度 0.158 mg/m³N(1 時間平均値)
12 時 53 分 焼却炉停止操作開始

2 光が丘清掃工場 2 号炉

- ・ 停止日時 平成 26 年 2 月 10 日(月) 12 時 50 分
- ・ 経 緯 2 月 10 日(月) 10 時 59 分 排ガス水銀濃度上昇
12 時 00 分 煙突入口水銀濃度 0.165 mg/m³N(1 時間平均値)
12 時 50 分 焼却炉停止操作開始

3 今後の見通し

設備の汚染状況調査と清掃等の対策を実施した後、立上げ予定

4 不適正ごみの搬入防止

プラント設備の機能などを脅かす不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化及び 2 3 区と連携して対策を継続して講じていきます。

各区においても、ごみの適正排出について区民・事業者への周知徹底をお願いします。

※1 排ガス中の水銀に関して法律による基準はありませんが、東京二十三区清掃一部事務組合の清掃工場においては自己規制値 (0.05mg/m³N) を定め、その遵守を徹底しています。

※2 中央清掃工場及び光が丘清掃工場のいずれも 1 号炉は、正常に焼却処理を行っています。

【問い合わせ先】

施設管理部 技術課

電話 6 2 3 8 - 0 7 4 5